

データ処理補足契約書

このデータ処理補足契約書(以下「DPA」といいます。)および該当する DPA 別表は、「クラウド・サービス」および本契約で合意されたその他のサービス(以下「サービス」といいます。)を提供する際に、お客様に代わり IBM が行う「個人データ」(以下「お客様個人データ」といいます。)の「処理」に適用されます。各「サービス」の DPA 別表は、該当する個別契約書を含む TD に規定されます。DPA には、本契約の条件が適用されます(DPA で使用されているが、定義されていない用語は、EU 一般データ保護規則 2016/679(以下「GDPR」といいます。)において定義された意味を有します。)。記載条件に矛盾がある場合、本契約において DPA の関連条項を特定して本契約が優先する旨を明示的に定める場合を除き、DPA 別表は DPA に優先するものとし、DPA は本契約に優先します。

1. 処理

- 1.1 お客様は、(a)「お客様個人データ」の唯一のコントローラー(以下「管理者」といいます。)であるか、または(b) DPA の規定に基づき IBM が「お客様個人データ」の「処理」を行うことに同意するよう、該当する「管理者」から指示を受け、かつ、その許可を得ているものとし、お客様は、IBM を「お客様個人データ」の「処理」を行うプロセッサ(以下「処理者」といいます。)として指名します。他の「管理者」がいる場合、お客様は、DPA 別表の規定に従い、他の「管理者」の「個人データ」を提供する前にかかる他の「管理者」をすべて特定し、IBM に通知するものとし、
- 1.2 「データ主体」のカテゴリ、「お客様個人データ」の種類、「個人データ」の「特殊カテゴリ」および処理活動の一覧は、「サービス」に適用される DPA 別表に記載されます。別途 DPA 別表に規定がある場合を除き、「処理」の期間は「サービス」の期間に対応するものとし、「処理」の性質、目的および対象は、該当 TD に記載された「サービス」の提供とします。
- 1.3 IBM は、お客様の書面による指示に従い、「お客様個人データ」の「処理」を行います。「お客様個人データ」の「処理」についてのお客様の指示の範囲は、本契約、該当する DPA 別表を含めた DPA、および、お客様およびお客様の許可を受けたユーザーによる「サービス」の機能の使用および構成(適用がある場合)により規定されます。お客様は、法律上要求される場合は、追加の指示(以下「追加指示」といいます。)を行うことができます。「追加指示」が GDPR またはその他のデータ保護規則に違反すると IBM が判断した場合、IBM は、遅滞なくお客様に通知し、お客様が「追加指示」を修正するか、またはその「追加指示」の合法性を書面で確認するまで、その履行を保留することができます。「追加指示」が実行可能ではないと IBM がお客様に通知した場合、または、お客様が第 10.2 項に従って作成された「追加指示」に対する見積もりをお客様が承諾しない旨 IBM に通知した場合、お客様は、通知後 1 か月以内に IBM に書面で通知することにより、影響を受ける「サービス」を解約することができます。IBM は、かかる解約日後の期間に対する前払い料金を按分して返金します。
- 1.4 お客様は、IBM に対する単一の連絡窓口の役割を果たすものとし、その他の「管理者」が IBM に対して特定の直接的な権利を有する場合、お客様は、かかる「管理者」に代わって全ての該当権利を行使し、かつ、その他の「管理者」から必要なすべての許可を取得するものとし、IBM は、IBM がお客様に情報または通知を提供した時に、その他の「管理者」に対し当該情報を提供または通知する義務から免除されるものとし、同様に、IBM は、DPA に基づく「処理者」としての自己の義務に関して、お客様に対する単一の連絡窓口としての役割を果たします。
- 1.5 IBM は、「サービス」に関して、「処理者」に適用されるすべての EEA データ保護に関する法および規則(以下「データ保護法」といいます。)を遵守します。IBM は、お客様の事業に適用される法律の要件または IBM による「サービス」の提供がかかる法律の要件を満たしているかの判断には責任を負いません。両当事者間において、お客様は、「お客様個人データ」を「処理」することの適法性に責任を負います。お客様は、適用される「データ保護法」に違反する可能性がある場合、「個人データ」に関連した「サービス」を使用しないものとし、

2. 技術的および組織的措置

- 2.1 IBM は、IBM の責任範囲のリスクに対する適切なセキュリティレベルを確保するために、該当する DPA 別表に定められた技術的および組織的措置(以下「TOMs」といいます。)を実装し、維持します。TOMs は、技術的進捗および将来の開発の影響を受けます。従って、IBM は、「サービス」の機能性およびセキュリティが低下しない範囲で、TOMs を修正する権利を有します。
- 2.2 お客様は、「お客様個人データ」の「処理」に関連するリスクを考慮し、TOMs が「お客様個人データ」に対して適切なレベルの保護を提供していることを確認します。

3. データ主体の権利および要請

- 3.1 IBMは、「お客様個人データ」に関して、法律で認められる範囲でIBMに直接宛てられた「データ主体」の権利行使の要請(例えば、データの修正、削除およびブロック)をお客様に通知します。お客様は、「データ主体」のかかる要請に対応する責任を負うものとします。IBMは、第10.2項に従い、かかる「データ主体」の要請への対応を合理的に支援します。
- 3.2 「データ主体」が自らの「データ主体」の権利が侵害されていることに対してIBMに直接請求を行なった場合、IBMが当該請求についてお客様に通知し、当該請求の防御と解決についてIBMと協力する機会をお客様に与えた場合、お客様は、かかる請求に起因する費用、手数料、損害、経費または損失についてIBMを補償します。お客様は、本契約の条件に従って、IBMによるGDPR上の義務の違反に起因する「データ主体」の権利の侵害に対し「データ主体」に支払った金額をIBMに請求することができます。

4. 第三者の要請および機密保持

- 4.1 IBMは、お客様より許可を得た場合または法律により要求される場合を除き、いかなる第三者にも「お客様個人データ」を開示しません。政府または「監督機関」が「お客様個人データ」へのアクセスを要求した場合、IBMは、法律により禁じられない限り、開示前にお客様に通知します。
- 4.2 IBMは、「お客様個人データ」を「処理」する権限が与えられたすべての従業員に対し、機密保持義務を確約させ、かつ、お客様の指示に基づく場合または適用法により要求される場合を除き、他の目的のために当該「お客様個人データ」を「処理」しないことを求めます。

5. 監査

- 5.1 IBMは、以下の手順に従い、IBMとそのグループ会社による「お客様個人データ」の「処理」に対するお客様またはお客様から委託を受けた監査人による監査(検査を含む。)を許可し、かつ、それに協力するものとします。
- お客様が書面で要求する場合、IBMは、お客様またはお客様から委託を受けた監査人に、TOMsの有効性を定期的にテスト、査定および評価するためにIBMが取得した最新の認証または監査報告の要約を提供します。
 - IBMは、TOMsについてのお客様の理解を深めるのを支援するために、TOMsに関して利用可能な追加情報を提供することにより合理的にお客様に協力します。
 - お客様が自ら、または他の「管理者」の監査義務または「管轄監督官庁」の要求を遵守するためにさらなる情報を必要とする場合、お客様は、IBMがかかる情報を提供する、または、お客様にかかる情報へのアクセスを付与することができるように、書面でIBMに通知します。
 - 適用法により課せられた監査義務をその他の方法で遂行できない場合に限り、法的に権限を付与された機関(お客様の事業を監督する政府規制当局など)、お客様、またはお客様から委託を受けた監査人のみが、通常の営業時間内に、IBMの事業の中断を最小限に抑える方法で、「サービス」を提供するために使用する施設の現地視察を実施することができます。ただし、当該視察は、IBMのその他のお客様に及ぶリスクを低減するために、かかる訪問の時期の調整を条件として、またDPA別表に記載された監査手順に従って行うものとします。
- 5.2 各当事者は、第5.1項第a.号および第b.号に関して、自身に生じた費用を負担します。あらゆる追加の支援は、第10.2項に従って提供されます。

6. お客様個人データの返却または削除

- 6.1 本契約の解約または期間満了後、IBMは、適用法でその他の方法による処理が要求される場合を除き、該当するDPA別表の規定に従い、自己の保有する「お客様個人データ」を削除または返却します。

7. 復処理者

- 7.1 お客様は、IBMがサブプロセッサとして従契約者(以下「復処理者」といいます。)を使用して「お客様個人データ」を「処理」することを許可します。最新の「復処理者」の一覧は、該当するDPA別表に記載されています。IBMは、該当するDPA別表に記載された「復処理者」を変更する場合は、お客様に事前に通知します。お客様は、IBMによる当該変更予定の通知から30日以内に、かかる「復処理者」の追加がお客様に適用される法的要件への違反を生じさせ得ることを根拠に当該追加に異議を申し立てることができます。お客様の異議申し立ては書面で行われる必要があり、お客様の具体的な異議申し立ての理由およびリスクを軽減する選択肢がある場合にはその選択肢を含めるものとします。お客様がかかる期間内に異議の申し立てを行わない場合、それぞれの「復処理者」は、「お客様個人データ」を「処理」する権限の委任を受けることができます。IBMは、承認された「復処理者」が「お客様の個人データ」を「処理」する前に、DPAに規定されたものと実質的に同等のデータ保護義務を課すものとします。

- 7.2 お客様が「復処理者」の追加に正当な異議を申し立て、IBM がお客様の異議に合理的に対応することができない場合、IBM はお客様にその旨通知します。お客様は、IBM の通知から 1 か月以内に書面で IBM に通知することにより、影響を受ける「サービス」を解約することができます。IBM は、かかる解約日後の期間に対する前払い料金につき、按分した金額を返金します。

8. 域外でのデータ処理

- 8.1 DPA に同意することにより、お客様は、欧州経済地域または欧州委員会がデータ保護の十分性認定をした国以外の地域に拠点を置く「復処理者」(以下「データ輸入者」といいます。)と、該当する DPA 別表で参照される EU 標準契約条項 (EU Standard Contractual Clauses) を締結することとします。「データ輸入者」が IBM グループ会社である場合、「IBM データ輸入者」といいます。
- 8.2 お客様がその他の「管理者」について IBM に通知し、IBM がお客様の通知後 30 日以内に異議を申し立てない場合、お客様は、かかる他の「管理者」に代わり「IBM データ輸入者」とお客様の間で締結された EU 標準契約条項の追加データ輸出者となることについて同意するか、同意できない場合は、当該「管理者」の同意を取得します。IBM は、「IBM データ輸入者」が当該その他の「管理者」の同意を取得するよう取り計らい済みです。お客様は、EU 標準契約条項 (同条項に起因するあらゆる請求を含みます。)について本契約に規定された条件 (免責事項および責任の制限を含みます。)が適用されることに同意し、かつ、必要な場合、その他の「管理者」の同意を取得します。規定に矛盾がある場合、EU 標準契約条項が優先するものとします。
- 8.3 IBM が第 7 条に基づき「IBM データ輸入者」となる新規の「復処理者」を使用する場合、IBM は、かかる新規の「IBM データ輸入者」から EU 標準契約条項に対する同意を得るものとし、お客様は自ら、または、該当する場合にはその他の「管理者」に代わり、当該「IBM データ輸入者」が EU 標準契約条項に基づく追加データ輸入者になることについて事前に同意します。お客様が「管理者」に代わって同意できない場合、お客様はかかる「管理者」の同意を得るものとし、新規の「データ輸入者」が IBM グループ会社ではない場合 (以下「第三者データ輸入者」といいます。)、IBM の裁量により、(i) お客様は IBM が提供された別途の EU 標準契約条項を締結するものとし、または (ii) 「IBM データ輸入者」は、EU 標準契約条項に基づき自己に課せられる義務と同じ義務を「第三者データ輸入者」に課す書面による契約を締結するものとし、

9. 個人データ侵害

- 9.1 IBM は、「サービス」に関して、「個人データ侵害」を探知したときは、遅滞なくお客様に通知します。IBM は、「個人データ侵害」が IBM のインフラストラクチャーまたは IBM が責任を負う他のスコープ内で発生した場合、速やかに当該「個人データ侵害」の調査を行い、第 10 条の規定に従ってお客様を支援します。

10. 支援

- 10.1 IBM は、お客様が「データ主体」の権利を遵守するための自己の義務を履行することについて、ならびに「処理」のセキュリティ、「個人データ侵害」の通知、および「データ保護影響評価」に関する自己の義務の履行を確保するために、IBM が利用可能な情報を考慮して、技術的および組織的措置により、可能な範囲でお客様を支援します。
- 10.2 お客様は、DPA に規定された支援を書面で要求するものとし、IBM は、かかる支援または「追加指示」を履行するための合理的な費用をお客様に請求するものとし、かかる費用は、見積りに記載されかつ両当事者により書面で合意されるか、または、本契約の該当する変更管理規定に従い設定されるものとし、